

令和7年度 土木工事共通仕様書等の改定について

福島県土木部技術管理課
令和7年10月

令和7年度土木工事共通仕様書等の改定について

【土木工事共通仕様書等とは】

- 土木工事共通仕様書とは、契約書と設計図書の内容について、
 - ・統一的な解釈と運用を図るとともに、
 - ・その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的としたもの。
- 発出された通達、改定された技術基準等に対応するため、近年は毎年改定を実施。
- 施工管理基準（出来形管理基準、品質管理基準、写真管理基準）も併せて改定。

【令和7年度 土木工事共通仕様書の 主な改定内容】

1. 施工を推進する上で必要な諸基準類の改定
2. 共通仕様書に引用されている技術基準等・JISとの整合

1. 法令等の改正による主な改定

①土木工事共通仕様書

■適用すべき諸基準類との整合に伴う改定

⇒建設業法(令和6年5月改正 法律第49号)
労働基準法(令和6年5月改正 法律第42号)
雇用保険法(令和6年6月改正 法律第47号)
健康保険法(令和6年6月改正 法律第47号)
建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正 法律第26号) 等

②出来形管理基準

■バーチカルドレーン工、サンドコンパクションパイル工における測定基準追記

⇒ 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。」とした。

③品質管理基準

■既製杭工（鋼管杭）の試験項目の適用範囲の明確化

⇒鋼管杭の外観調査や現場溶接試験等について、鋼管ソイルセメント杭の鋼管も対象であることを規定。

など

④写真管理基準

■既製杭工における鋼管ソイルセメント杭の写真管理項目の明確化

⇒鋼管ソイルセメント杭について、撮影項目（偏心量、根入長など）及び撮影頻度を規定。